

(実績報告)

令和5年度 委員会の活動方針など

	総務建設	文教福祉	広聴広報	議会運営
活動方針	<ul style="list-style-type: none"> 政策提案に向けた取り組み 地域交通網(コミュニティバス)の調査・研究 定住政策の調査・研究 	<ul style="list-style-type: none"> 政策提案に向けた取り組み 子育て支援の調査・研究 	<ul style="list-style-type: none"> 政策提案に向けた取り組み ふれあいまつりへの参加 11/4 出店 (仮称)ふれあい交流事業の実施に向けての検討 実施せず 議会だより年4回(R5年7月、10月、R6年1月、4月)の発行 発行完了 ホームページ及びSNSの活用 1/24 デジタル発信の活用を考える研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 政策提案に向けた取り組み 議会改革の継続(審議) 議会運営に関する申し合わせ事項の再見直し 議長等の任期等の見直しを実施 議員定数の見直し(遅くとも3年後までに条例改正ができるよう検討していく) 継続検討とし次年度へ申し送りする
視察の実施	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な調査内容 実施予定 あり 町内企業の視察も実施 実施時期 今後検討していく 10/2 株式会社 アイシン CSS カンパニー、幸田町 ※報告書は別ファイルをご覧ください。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な調査内容 実施予定 あり 実施時期 10月か11月頃 10/5 豊橋市 ※報告書は別ファイルをご覧ください。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な調査内容 実施予定 あり 実施時期 年内 実施せず 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な調査内容 実施予定 あり 実施時期 10月か11月頃 実施せず
議会報告会・及び意見交換会	<p>(大口町議会議会報告会及び意見交換会実施要綱より)</p> <p>①議会広聴広報常任委員長と開催方法・時期の協議をする。(第2条第3項)</p> <p>②議会広聴広報常任委員長と協議し、実施計画案を策定する。(第3条第1項)</p> <p>③テーマ等を決定する。(第3条第4項)→議会広聴広報常任委員長に報告する。(第3条第5項)</p> <p>④テーマの所管委員会が担当して実施する。(第4条)</p> <p>⑥実施報告書を議長・議会広聴広報常任委員長に提出するとともに、その写しを全議員に配布し、全員協議会で報告する。(第6条)</p> <p>意見交換会を実施 2/4 大口町コミュニティバスサポート隊 ※報告書は「議会報告会・意見交換会」をご覧ください。</p>	<p>(大口町議会議会報告会及び意見交換会実施要綱より)</p> <p>①議会広聴広報常任委員長と開催方法・時期の協議をする。(第2条第3項)</p> <p>②議会広聴広報常任委員長と協議し、実施計画案を策定する。(第3条第1項)</p> <p>③テーマ等を決定する。(第3条第4項)→議会広聴広報常任委員長に報告する。(第3条第5項)</p> <p>④テーマの所管委員会が担当して実施する。(第4条)</p> <p>⑥実施報告書を議長・議会広聴広報常任委員長に提出するとともに、その写しを全議員に配布し、全員協議会で報告する。(第6条)</p> <p>意見交換会を実施 2/1 リトルベアーズ、各小・中学校 PTA 役員 ※報告書は「議会報告会・意見交換会」をご覧ください。</p>	<p>(大口町議会議会報告会及び意見交換会実施要綱より)</p> <p>①他の常任委員会等の委員長と開催方法・時期を協議し、その結果を議長に報告する。(第2条第3項)</p> <p>②他の常任委員会等の委員長と協議し、実施計画案を策定する。(第3条第1項)→議長に報告。議長の決定(第3条第3項)</p> <p>③テーマ等を決定する。(第3条第4項)→議会広聴広報常任委員長に報告する。(第3条第5項)</p> <p>④テーマの所管委員会が担当して実施する。(第4条)</p> <p>⑤町民へ周知する。(第5条)</p> <p>⑥実施報告書を議長・議会広聴広報常任委員長に提出するとともに、その写しを全議員に配布し、全員協議会で報告する。(第6条)</p>	<p>(大口町議会議会報告会及び意見交換会実施要綱より)</p> <p>①議会広聴広報常任委員長と開催方法・時期の協議をする。(第2条第3項)</p> <p>②議会広聴広報常任委員長と協議し、実施計画案を策定する。(第3条第1項)</p> <p>③テーマ等を決定する。(第3条第4項)→議会広聴広報常任委員長に報告する。(第3条第5項)</p> <p>④テーマの所管委員会が担当して実施する。(第4条)</p> <p>⑥実施報告書を議長・議会広聴広報常任委員長に提出するとともに、その写しを全議員に配布し、全員協議会で報告する。(第6条)</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> 閉会中の継続審査・調査申出書の提出について 6/13 議会へ提出 視察の受け入れ なし 	<ul style="list-style-type: none"> 閉会中の継続審査・調査申出書の提出について 6/15 議会へ提出 視察の受け入れ 10/19 青森県五戸町議会 ※ただし、一部事務組合視察と重なったため、正副議長が対応 	<ul style="list-style-type: none"> 視察の受け入れ 1/25 扶桑町議会 研修への参加 8/9 愛知県町村議会広報研修会 	<ul style="list-style-type: none"> 視察の受け入れ 11/6 松江市議会 議員の請負の状況の公表に関する条例等の制定 制定完了 令和6年4月1日施行 政務活動費の見直しに向けての調査・研究 条例改正(年額6→12万円)実施 令和6年4月1日施行